

島根



平成19年 3 月30日 (金) 号外 第 5 4 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

公企規程

島根県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

<u>i</u>

1

島根県公営企業管理規程

島根県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第5号

島根県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業職員の給与に関する規程(昭和41年島根県公営企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

題名、第1条及び第2条第1項中「企業職員」を「企業局職員」に改める。

第4条中「企業職員」を「企業局職員」に改め、「の職及びその支給割合」を削り、「とおり」を「職にある職員」に 改め、同条に次の2項を加える。

- 2 別表第3に定める職に係る管理職手当の区分は、同表の職名欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。
- 3 第1項の職員に対する管理職手当の月額は、当該職員の属する職務の級及び当該職員が占める職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第4の管理職手当の額欄に定める額とする。

第5条中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第4条関係)

管理職手当を支給する職員の職及びその区分

組織	職名	区分
本局	局長	1種
	技監 次長 参事	2 種
	課長	3種
	調整監	6種
事業所	所長	3種
	部長 調整監	6種

備考 本表の事業所の項職名の欄に掲げる職員の職については、当該職員の職に管理者が別に定める基準に満たない者が充てられた場合にあっては、管理職手当を支給しない。

別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4(第4条関係)

職務の級	区分	管理職手当の額
9 級	1種	130,300円
8 級	2 種	94,000円
7級	2 種	88,500円
	3 種	70,800円
6 級	6 種	41,600円

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

島根県企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第6号

島根県企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業職員の給与の特例に関する規程(平成15年島根県公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。 題名中「企業職員」を「企業局職員」に改める。

本則各号列記以外の部分中「島根県企業職員」を「島根県企業局職員」に、「企業職員規程」を「企業局職員規程」に 改め、「)の適用を受ける」の次に「企業局の」を加え、「)企業職員の」を「)島根県企業局職員の」に、「企業職員 条例」を「企業局職員条例」に、「第23条に規定する」を「第23条の規定により給与を支給される企業局の」に、「「企 業職員」」を「「企業局職員」」に、「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、「までの間」の次に「(以 下「特例期間」という。)」を加え、本則ただし書中「ただし、」の次に「管理職手当及び」を、「できない職員」の次 に「の例によることとされる企業局職員」を加え、本則第1号を次のように改める。

(1) 企業局職員条例第4条に規定する管理又は監督の地位にある企業局職員(企業局職員規程第5条第2項の規定による管理職手当の区分が1種又は2種とされている職にある企業局職員に限る。) 100分の10

本則第2号中「企業職員条例」を「企業局職員条例」に、「企業職員(」を「企業局職員(」に、「企業職員を」を「企業局職員を」に改め、本則第3号中「企業職員」を「企業局職員」に改め、本則を第1条とし、同条に見出しとして「(給与の特例)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

(管理職手当の月額)

第2条 企業局職員条例第4条の規定により支給される管理職手当の月額は、特例期間において、企業局職員規程第4条 の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から、当該額に前条各号(第3号を除く。)に掲げる職員の区分 に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

附則

(施行期日)

1 この規程中本則の改正規定(「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める部分に限る。次項において同じ。)は公布の日から、その他の規定は平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程(本則の改正規定を除く。)による改正後の島根県企業局職員の給与の特例に関する規程の規定は、平成19 年4月分以後の給与について適用し、同年3月分以前の給与については、なお従前の例による。